

平成25年度

特定テーマ調査報告書

特定テーマ

- 1 魅力ある県立高校づくりの推進について
- 2 交通事故抑止対策の推進について

平成25年11月

文教警察委員会

目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	魅力ある県立高校づくりの推進について	
1	背景及び検討の視点	4
2	現状と課題	4
(1)	特色ある学校づくりの推進	4
(2)	地域との連携を強化した学校づくりの推進	6
(3)	県立高校の魅力の発信	7
3	提言	7
(1)	特色ある学校づくりの推進	7
(2)	地域との連携を強化した学校づくりの推進	8
(3)	県立高校の魅力の発信	8
IV	交通事故抑止対策の推進について	
1	背景及び検討の視点	9
2	現状と課題	9
(1)	交通安全情報の提供	9
(2)	交通安全教育の推進	10
(3)	安全な交通環境の確保	11
3	提言	12
(1)	交通安全情報の提供	12
(2)	交通安全教育の推進	12
(3)	安全な交通環境の確保	13
V	おわりに	14
VI	委員会名簿	15
VII	調査関係部課	15

I はじめに

少子高齢化、グローバル化、情報化の進展により社会環境が急速に変化する中、「元気度 日本一 栃木県」を実現するためには、とちぎづくりの原動力となる「人づくり」を着実に推し進めることが重要である。

このような中、高校教育を取り巻く社会状況も変化しており、生徒一人一人の能力を最大限に引き出す多様で柔軟な県立高校づくりをはじめ、地域社会の教育力を活用するなど社会との連携を深め、県民に開かれた学校運営が求められている。

また、安全・安心な生活の確保は県民の大きな願いであり、犯罪や交通事故などの不安を感じることなく日々の暮らしを送ることができる環境づくりへの取組が強く求められている。

本県では、交通事故により今もなお多くの尊い命が失われており、本県の人口10万人当たりの交通事故死者数は、依然として全国ワースト上位から脱却できず、厳しい交通情勢が続いている。

そこで、教育分野として「魅力ある県立高校づくりの推進について」を、警察分野として「交通事故抑止対策の推進について」をそれぞれ特定テーマとして定め、調査・研究を重ねてきたところである。

この報告書は、こうした本委員会の調査・研究活動の結果を取りまとめたものである。

II 委員会の活動状況

1 平成 25 年 4 月 19 日（金）

(1) 特定テーマについて協議を行い、調査研究テーマを決定した。

- ・ 魅力ある県立高校づくりの推進について
- ・ 交通事故抑止対策の推進について

2 平成 25 年 5 月 17 日（金）

各テーマについて、執行部の概要説明後、質疑を行った。

3 平成 25 年 6 月 24 日（月）

鹿沼市内において現地調査を行った。

調査先及び調査事項

(1) 県立鹿沼南高等学校

「魅力ある県立高校づくりの推進について～県立鹿沼南高等学校の取組～」

(2) 鹿沼警察署

「鹿沼警察署管内における交通安全教育について」

(3) 鹿沼市立東中学校

「スケアード・ストレイト方式の安全教育について」

4 平成 25 年 8 月 22 日（木）

執行部に対する事前通告制による質疑を行った。

5 平成 25 年 8 月 28 日（水）～29 日（木）

愛知県及び静岡県において県外調査を行った。

調査先及び調査事項

(1) 愛知県立瀬戸北総合高等学校「地域と歩む学校づくり」

(2) 静岡県警察「静岡県における GIS の活用」

6 平成 25 年 9 月 30 日（月）

宇都宮市内及び栃木市内において現地調査を行った。

調査先及び調査事項

(1) 栃木県警察本部

「栃木県交通事故情報管理システムについて」

(2) 栃木農業高等学校

「栃木農業高等学校の特色ある学科と施設設備について」

7 平成 25 年 10 月 2 日（水）

報告書骨子案の検討を行った。

8 平成 25 年 10 月 25 日（金）

報告書素案の検討を行った。

9 平成 25 年 11 月 19 日（火）

報告書案の検討を行った。

Ⅲ 魅力ある県立高校づくりの推進について

1 背景及び検討の視点

高等学校の教育は、社会に出る手前の段階で、基礎的な知識や技能を体系的に身に付けさせる重要な機会であると同時に、社会において果たさなければならない使命を自覚し、社会について広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うことが求められている。

県教育委員会では平成23年3月に「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」を策定し、本県教育の基本理念として、「とちぎの子どもたちを自らの力で自分の未来を力強く切り拓いていける人間に育てます」を掲げ、平成23年度からの5年間の計画で各種施策を推進している。

県立高校においては、本計画の基本理念のもと、学科の特色や地域の実情等を踏まえ、教育内容の充実を図り、特色ある学校づくりを推進するとともに、その取組を積極的に地域へ発信することが重要であるとする。また、これまで以上に地域の教育資源を活用した教育活動を展開するとともに、地域の活動に積極的に参画するなど、地域との連携を強化した学校づくりが求められている。

そこで本委員会では、特定テーマを「魅力ある県立高校づくりの推進について」とし、以下の視点から様々な検討を行うこととした。

- (1) 特色ある学校づくりの推進
- (2) 地域との連携を強化した学校づくりの推進
- (3) 県立高校の魅力の発信

2 現状と課題

(1) 特色ある学校づくりの推進

ア 特色化に係るこれまでの事業等

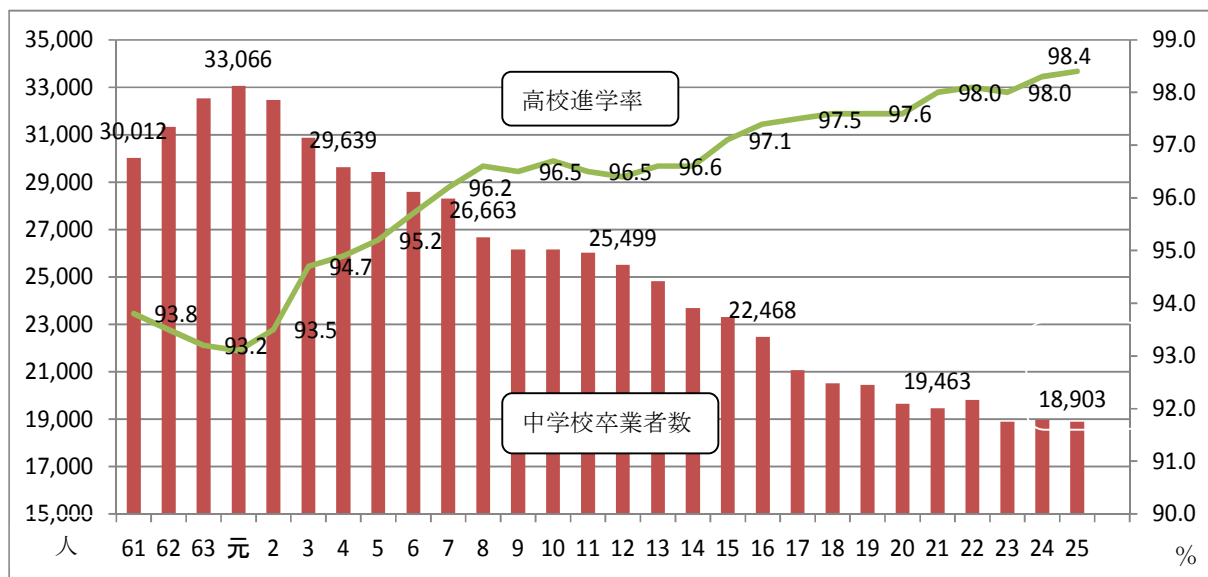
これまで国が示してきた高校の教育課程については、学校裁量を拡大し、生徒の多様な実態に対応し、弾力的に編成することを可能とする方向で変遷を遂げてきた。それは、各学校の主体的な創意工夫を生かして個性化を図り、特色ある学校づくりを目指すものであった。

本県でもこうした動きを受け、これまで「高等学校個性化アクション・プラン推進事業」（平成8～12年度）、「学習環境基盤整備事業」（平成13～20年度）、「高等学校学力向上推進事業」（平成19～20年度）、「高校教育活性化プラン事業」（平成21～23年度）の実施を通して、県立高校の特色化を推進してきた。

イ 県立高校再編計画に基づく魅力と活力ある県立高校づくり

図1のとおり、本県の中学校卒業生数は、平成元年の33,066名をピークにその後減少を続け、平成25年3月卒業生数は18,903名となり対平成元年比57.2%となった。また、ここ数年は生徒数の減少幅が小さく、ほぼ横ばいの状態が続いている。

図1 本県の中学校卒業生数及び高校進学率



(出典：学校基本調査)

このような状況を受け、本県では平成16年3月に県立高校再編計画を策定した。ここでは計画期間を平成17年度から平成26年度までの10年間とし、これまで、前・後期の実行計画に基づき魅力と活力ある県立高校づくりを進めてきた。

図1の県内中学校を卒業した者の高校（国公立、全日制、定時制、通信制を含む）への進学者の割合である高校進学率の変遷を見ると、高校進学率は高い率で推移しており、平成25年3月には98.4%まで上昇している。このように、ほとんどの中学生が高校へ進学する状況の中、高校生学ぶ意欲、目的意識、興味・関心、進路希望等は極めて多様化しており、高等学校においては生徒の多様な学習ニーズに応えることが求められている。

こうした状況を踏まえ、再編計画においては、図2のとおり、ニーズの多様化に対応した新しいタイプの学校の設置を推進してきた。そして、各学校の実態に応じて教育内容を検討するとともに、施設・設備の整備を進め、教育環境の充実を図ってきた。

図2 再編計画で設置した新しいタイプの学校

- 中高一貫教育校（宇都宮東高、佐野高、矢板東高）
- 総合学科高校（小山城南高、黒磯南高、さくら清修高※）
- 総合選択制高校（鹿沼南高、足利清風高、高根沢高）
- 科学技術高校（宇都宮工業高）
- 総合産業高校（小山北桜高）
- フレックス・ハイスクール（学悠館高）

※既に総合学科高校であった氏家高校と喜連川高校を統合して設置

ウ 現在取り組んでいる事業等とそれらの課題

全ての県立高校で特色化を一層推進するため、平成 24 年度から「県立高校未来創造推進事業」に取り組んでおり、平成 27 年度までに全ての県立高校が独自の計画書を作成し、指定を受ける予定である。今後は 3 年間の指定期間終了後についても、各学校の取組を継続させ、それぞれの特色を定着させていくようにすることが課題である。

特色の定着のためには、県立高校の施設や設備の環境整備が重要であるが、老朽化が進んでいることが課題である。

また、施設・設備の他、特色ある学校づくりには、特定の分野について、優れた資質能力を有する教員の採用や配置等も必要だが、学校の求めに必ずしも十分に対応できていない現状がある。そこで、教員採用の在り方や、校長が求める人材を適切に配置できるような仕組みを作ることも課題である。

一方、部活動については、各種研修会や講習会等を実施し、指導者の養成を図っているところであり、各学校の実態に応じて活性化が図られている。全国大会等への出場機会の多い部活動の中には、県民や地域住民にとって、その学校の特色の一つとして広く認知されているものもある。特色づくりという観点から、部活動への支援の在り方が課題である。

このように、県では高校再編や学校の特色化を支援する諸事業を通して魅力ある学校づくりを進めているところであるが、高校入試の出願倍率が 1 倍を超えない学校があることも課題の一つと捉える必要がある。

(2) 地域との連携を強化した学校づくりの推進

ア 地域資源を活用した県立高校の取組

県立高校においては、これまでも、郷土の自然や文化財、地域の人材などの地域資源を活用する教育活動を行うなど、地域とともに歩んできた。例えば、各地域特有の伝統技術や文化などを学ぶ学校設定教科・科目の設置、学校独自の伝統行事の実施などが見られる。これらの取組は、いずれも学校と地域とが継続的に良好な関係を構築することによって効果的なものとなる。

本県は、教員を社会教育主事講習に計画的に派遣してきたことにより、全国的に見て社会教育主事の資格を有している教員が多い。平成 25 年 8 月現在、高等学校においては社会教育主事有資格教員数は 110 名で、高等学校 61 校中 54 校に社会教育主事有資格教員が配置されている（配置率は、88.5%）。

学校が地域資源を有効に活用していくためには、学校と地域をつなぐ役割を果たすものとして、これらの社会教育主事有資格教員を積極的に活用することが課題である。

また、県内広域に立地する県立高校は、学校が立地するそれぞれの地域の実情が様々である。例えば、交通事情により通学が不便な学校もあり、通学の利便性向上など、生徒、保護者の負担軽減も課題となっている。

イ 県立高校生による地域貢献など、社会参画の取組

高校生段階では、地域の活動への単なる参加だけではなく、地域に対して自分自身がどのように関わり、どのような貢献ができるかを考えさせることが重要である。

高校生の地域貢献活動などの社会参画については、例えば、東日本大震災の被災地におけるボランティア活動、福祉施設訪問などの体験活動、駅などの公共施設でのトイレ清掃など、社会と積極的に関わろうとする学校の取組が多く見られる。これらの取組は、地域の中での学校の存在感を高めるとともに、学校で学んだことを地域や社会において、どのように生かすことができるかを自ら考える大切な機会にもなっている。

本委員会が調査した栃木県立鹿沼南高等学校、愛知県立瀬戸北総合高等学校では、地域を愛する心を育み、地域に根ざした教育活動を実践し、将来、地域に貢献できる人材の育成を行っている。

(3) 県立高校の魅力の発信

県立高校では、中学生向けの一日体験学習を実施し情報の発信に努めている。

また、高校生が地域の小・中学生と共に行う体験活動や、小・中学生への学習支援などの取組が行われている。今後も、高校の魅力を広く発信する方法等について工夫することが課題である。

平成26年度入試から特色選抜が導入されるが、特色選抜導入のねらいとして、中学生の主体的な進路選択があることから、高校生活や学習内容など、それぞれの高校の特色を、これまで以上にわかりやすく伝えていくことが求められている。

3 提言

(1) 特色ある学校づくりの推進

ア 各学校の特色づくりの継続・定着

これまで取り組んできた事業の成果と蓄積を学校の伝統として引き継ぎ、学校を取り巻く状況等を踏まえながら、県立高校未来創造推進事業の事業期間終了後も取組を継続できるよう、学校を支援し、各学校の特色を定着させることが必要である。

また、各学校の特色づくりの推進や安全で快適な学習環境を目指し、老朽化した施設や設備について計画的な改修・更新を進めることが重要であり、まずは早急に改修・更新計画を策定することが必要である。実習等の実施に当たっては、県の関連機関、研究機関、大学及び企業等の協力を得るなど、自校の施設・設備だけでなく、外部との連携を図る工夫も必要である。

あわせて、地域、学校、生徒の実態に応じて学校独自に設けることのできる学校設定科目を、自らの特色を打ち出すために有効活用するなど、各学校における教育課程の工夫も必要である。

さらには、部活動における実績もその学校の特色の一つとなることから、指導者の育成や支援体制の整備を図ることが必要である。

特色ある学校づくりを効果的に推進するためには、各学校において、在校生、保護者からのアンケートや、地域の方、卒業生の就職先などからの聞きとりを行うなど、PDCAサイクルに基づく学校評価を実施する中で、取組の検証を行うことが必要である。

イ 教員の採用・研修及び適切な配置

特色ある学校づくりのため、どのような資質を持つ教員が必要であるかを明確にし、その目的を達成できる教員を採用できるよう、教員採用試験について引き続き工夫・改善を重ねていく必要がある。

また、教員研修の機会を積極的に活用して、教員の資質向上を図る必要がある。

さらには、校長が学校経営に関する考えを明らかにした上で、特に特色ある学校づくりの核となる教員については、必要とする人材をより適切に配置できるような仕組みを早急に作る必要がある。

(2) 地域との連携を強化した学校づくりの推進

地域との良好な関係を構築するため、学校と地域の連携に関する知識や技術を身に付けた社会教育主事有資格教員など、地域連携の中心となる教員を明確化することや小・中・高校の有資格教員相互の連携強化も必要である。

そして、有資格教員等が中心となって、生徒が地域で活動する機会を教育活動に幅広く組み込むなど、学校と地域が様々な取組を通して継続的に良好な関係を構築することが必要である。

また、校長をはじめ各教員が地域への愛着を深めるとともに、地域や社会に対してどのような貢献ができるか、または地域課題をどのように解決したらよいかを高校生に考えさせることで、地域に貢献できる人材を育成することが必要である。

一方、交通事情により通学が不便な学校については、学校、家庭、関係者等の連携のもと、地域が一体となって、通学利便性向上のための様々な取組をしていくことが必要である。

(3) 県立高校の魅力の発信

高校生が地域の小・中学生と共に体験活動を行うなど、異年齢交流の機会を小・中・高の児童生徒相互の成長のために役立てるとともに、こうした取組をはじめ様々な機会を通して、高校の情報や魅力をより積極的に伝えることも必要である。

県立高校が立地している地域の方々や中学生、中学校教員に対して、高校の魅力を見える形で発信していく必要がある。特に、中学生は高校進学に当たって、担任や進路指導担当教員等から多くの情報を得ることが多いため、中学校と高校が連携を密にしながら、高校入試の特色選抜などの募集に当たり、各高校の特色を積極的にPRする取組が必要である。

IV 交通事故抑止対策の推進について

1 背景及び検討の視点

本県における交通事故発生状況は、発生件数、死者数、負傷者数とも年々減少傾向にあるが、近年、特に高齢者が犠牲となる交通死亡事故が全死者数の半数を超える状況で推移しているほか、本年に入ってから交通事故死者数が増加傾向に転じるなど、県民を取り巻く交通情勢は厳しい現状にある。

これらの現状を踏まえ、「第9次栃木県交通安全計画」に掲げられた「平成27年までに年間交通事故死者数を75人以下」という目標を実現するためには、更なる交通事故の総量削減を図ることが重要である。

さらに、昨年県政世論調査において、「警察官に特に力を入れて欲しい活動」については、60歳代の女性の4割が「事件・事故の発生や被害防止のアドバイスなどの広報」と回答し、「高齢者の交通事故防止に必要な対策」については、「参加体験型の交通安全教育の実施」を望むという回答が最も多いという結果になっている。

そこで、本委員会では、特定テーマの調査研究に当たり、以下の視点から様々な検討を行うこととした。

- (1) 交通安全情報の提供
- (2) 交通安全教育の推進
- (3) 安全な交通環境の確保

表1 平成23年中、24年中における交通事故発生状況

区分	平成23年	平成24年	増減数	増減率	全国ワースト順位
発生件数	8,413件	8,054件	-359件	-4.3%	28位
死者数	111人	94人	-17人	-15.3%	20位
負傷者数	10,721人	10,263人	-458人	-4.3%	

2 現状と課題

(1) 交通安全情報の提供

交通安全情報の提供は、県民の交通安全意識を高める上で、極めて重要なツールであるため、県民のニーズ及び対象に応じて交通事故の発生状況を分析し、交通安全情報を提供している。

ア 各種街頭活動等を通じた情報提供

県警察では日々発生する交通事故について、発生時間別、道路別、状態別に分析を行い、交通事故の現状等を街頭活動、巡回連絡、交通安全イベント等における広報啓発用チラシの配布等により情報提供をしているほか、幼児、児童・生徒、高齢者及び事業所の従業員等に対する交通安全教育の現場においても情報提供を行っている。

イ インターネットを通じた情報提供

県警察では、交通事故の発生状況を当事者別、道路別、道路形状別、発生時間帯別、状態別などの項目ごとに分析を行った上、「交通死亡事故マップ」をホームページに掲載して交通死亡事故の概要や交通事故防止のためのワンポイントアドバイスなどの情報提供を行っている。

本委員会で調査した静岡県警察では、「地図システムとリンクした交通事故マップ」などの機能を有した高度な「交通事故情報提供システム（交通 GIS）」を整備し、ホームページにおいて情報提供している。交通事故情報は、迅速に分かりやすく、かつ、

図3 静岡県警察ホームページ掲載の交通 GIS 画像



県民がその情報を容易に活用できる、利便性が高いものであることが重要であり、県警察の交通事故情報管理システムではこれらに十分な対応ができないことが課題となっている。

(2) 交通安全教育の推進

道路における安全を確保するため、すべての県民に交通安全思想や知識を普及させるとともに、交通ルール及び交通マナーを習慣化させることが求められている。幼児から成人、高齢者に至るまで、心身の発達やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施する必要があるため、県警察では、関係機関や団体と協働して、これらの交通安全教育に努めている。

ア 児童・生徒に対する交通安全教育

子ども世代は、将来ドライバーになる上での交通安全意識を形成するための重要な時期にあり、歩行者や自転車利用者として必要な知識及び技能を習得させるため、「自転車交通安全教室」などを実施しているほか、平成 22 年からは、中・高校生を対象に、スタントマンが実際の交通事故を再現するスケアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施するなど、参加・体験型の交通安全教育を実施している。

イ 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対して、加齢に伴う身体機能の低下が行動に及ぼす影響を理解させるため、自治会や地域の老人クラブ等に働きかけて様々な交通安全教育を実施している。

(ア) 高齢者への自転車教室の開催

参加・体験型の自転車教室を開催して、修了者には自転車免許証を交付し、昼間時間帯に同免許証を提示すれば、協賛店において割引等の特典が受けられる「昼活キャンペーン」への参加を促進するとともに、自転車シミュレーターを活用した出前型の交通安全教室を実施している。

(イ) スケアード・ストレイト方式による交通安全教室の開催

平成 25 年以降、それまで中・高校生を対象にしていた同教室に広く地元の高齢者の参加を呼びかけて実施している。

(ウ) 高齢者交通安全県民総ぐるみ運動の実施

高齢者自身の交通安全意識と運転者の高齢者保護意識の向上を図るため毎年 5 月に県民運動を実施し、実施期間中には様々な高齢者向けの交通安全教育を行っている。

(エ) 関係機関・団体との連携

普段から高齢者と接する機会の多い県及び市町高齢者福祉行政を担当する関係機関・団体の協力を得て、県警察主催の「栃木県シルバー交通安全連絡会」を開催するなどして、高齢者の交通事故防止を目的とした連携を図っている。

表 2 平成 24 年中の交通安全教育の実施状況

区 分	小学生	中学生	高校生	高齢者	安全運転 管理者
延べ実施回数 (回)	629	125	132	1,051	412
延べ参加人数 (人)	58,947	33,616	49,211	61,636	20,801

(3) 安全な交通環境の確保

県警察では、交通事故を防止するため、交通実態に応じた交通規制や信号機、道路標識・標示等を設置して、安全な交通環境の整備に努めている。

平成 18 年から整備している高輝度道路標識・標示については、設置後の交通事故発生件数で約 4 割減少、死亡事故で約 7 割減少という結果であり、高い交通事故防止の効果が認められる。

また、市街地において、最高速度 30km/h の区域規制及び路側帯の設置・拡幅や中央線の抹消など、自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先される「ゾーン 30」の設定や登下校時における警察スクールサポーターの活用などが有効であると認められるほか、道路管理者と連携した歩道整備や路側帯のカラー化等を推進するなど、安全・安心な交通環境の整備が望まれる。

さらには、子どもの通学路の安全を確保することが大きな課題であるため、平成 24 年に文部科学省・国土交通省・警察庁による「緊急合同点検」を実施した。

図４－１ 栃木県における交通環境の現状 (H25. 3 末)

- ・ 信号機 4,377 基
- ・ 道路標識約 11 万本
- ・ 道路標示 横断歩道約 23,000 面、センターライン等の実線約 6,000 キロメートル
- ・ 高輝度化整備数 (H18 から整備)
 - 危険交差点 19,339 か所
 - 危険カーブ 3,217 か所

図４－２ 通学路緊急合同点検による対策進捗状況 (H24. 8 末)

対策の必要な 1,083 か所のうち警察所管の対策必要箇所 269 か所の対策進捗状況

- ・ 信号機の新設・改良 35 か所
- ・ 交通規制の実施・見直し 116 か所
- ・ 道路標識・標示の更新 97 か所

3 提言

(1) 交通安全情報の提供

ア 新たな交通事故情報管理システムの構築

日々発生する交通事故の発生状況は、ITを活用して、子どもや高齢者等の対象別や、目的別、地域、時間帯とのクロス分析など多角的に分析する必要がある。

さらに、この分析した交通事故情報とGIS（地図情報システム）をリンクさせて迅速で分かりやすく、かつ、県民がタイムリーに、その情報を容易に取得・活用できる形で情報提供することが必要である。

そのためには、県民自らの交通安全意識の高揚及び交通事故の抑止に資する新たな交通事故情報管理システムを早急に構築する必要がある。

このほか、新たなシステムで作成した「交通事故マップ」等を活用し、交通事故防止を目的とした訪問指導を展開するなど、高齢者世帯への訪問指導体制を確立する必要がある。

イ 県・市町と連携した交通安全情報の提供

新たな交通事故情報管理システムを活用した交通事故情報を県及び市町と連携の上、広く県民に対して、タイムリーに情報提供を行う必要がある。

また、県警察、県及び市町保健福祉部門など高齢者に関係する関係機関・団体は部門間を超えて、高齢者が関係する交通事故を抑止するための情報共有を図るなど、全県的な取組を展開していく必要がある。

(2) 交通安全教育の推進

ア 参加・体験型安全教育の推進

スケアード・ストレイト方式の交通安全教室は、啓発効果が高いため、より多くの県民に受講機会が与えられるよう、実施内容や会場を創意工夫するなどして拡充する必要がある。

イ 体系的な交通安全教育の実施

幼児から成人、高齢者に至るまで、あらゆる年齢層に応じた効果的な交通安全教育を実施するとともに、学校、企業、ボランティア等との連携を密にしていく必要がある。

高齢者が関係する交通事故抑止に向けて、現在実施されている「子どもや高齢者に優しい3S運動（See、Slow、Stop）」、「昼活キャンペーン」や高齢運転者マークなどの更なる周知を図る必要がある。

また、運転免許証の自主返納制度は、高齢者の交通事故を防止する上で、極めて有効なものであり、制度を促進するためには、家族等の協力が不可欠であることから、広報啓発活動を強化することによって、広く県民に制度を周知させる必要がある。さらに、関係機関・団体に働きかけ、運転免許証の自主返納者に対する支援制度の拡充を図る必要がある。

ウ ドライバーに対する広報啓発等の充実

近年、スマートフォンの普及及び機能拡大に伴い、自動車内でナビゲーションとして使用することが多くなっているが、運転中における携帯電話の操作は交通事故につながるため、携帯電話会社等と連携の上、運転中に携帯電話を使用させない、しない広報啓発等に取り組む必要がある。

(3) 安全な交通環境の確保

ア 分析結果に基づく交通規制の見直し

交通事故データの分析により事故発生率の高い区間等を明らかにするとともに、事故原因に即した効果的な交通環境の整備・交通規制の見直しを図る必要がある。

さらには、その分析結果を活かしたパトロールを実施する必要がある。

イ 通学路の安全確保

関係機関・団体と連携し、ゾーン30の更なる拡大や通学路の危険箇所の見直しを随時行い、安全な交通環境を確保する必要がある。また、更なる交通事故抑止を図る上では、既存の交通ボランティアとの連携はもとより、新たなボランティアの育成にも十分配慮の上、より効果的な交通安全活動を展開していく必要がある。

ウ 高輝度道路標識・標示の拡充

高輝度道路標識・標示は、交通事故を防止するために非常に有効であり、危険箇所への整備を進めるとともに、既存の高輝度道路標識・標示の機能維持を図るため、計画的に更新する必要がある。

エ 老朽化した信号機及び道路標識・標示への対応

県内に設置された老朽化した信号機及び道路標識・標示は、耐用年数に応じて計画的に更新する必要がある。

V おわりに

本委員会では、とちぎづくりの原動力となる「人づくり」に関して、魅力ある県立高校づくりの推進について調査研究し、安全・安心な暮らしを送ることができる環境づくりに関して交通事故抑止対策について調査研究を行ってきた。

魅力ある県立高校づくりの推進については、これまでの各学校における特色づくりを継続し、定着、発展させることをはじめ、学校の施設、設備の整備や、これまで以上に地域との連携を強化し、地域に根ざした県立高校づくりを進めていくことが重要である。

学校が地域とのつながりを深めて魅力を確立し、地域と学校とのつながりをきっかけとして、地域の活性化が図られるように関係が築かれていくことを期待するものである。

交通事故抑止対策の推進について、ハード面ではGISを活用した新たな交通事故情報管理システムの構築や高輝度標識・標示の拡充などの取組が重要であり、ソフト面においては、体系的な交通安全教育の実施などについて県民と協働しながら取組を継続、発展させて行くことが重要である。

執行部におかれては、本委員会において示された各委員の意見や本報告書の提言が県政において十分反映されるよう望むものである。

そのためには、県議会としても必要な支援や協力を惜しまないことを申し添え、本委員会の報告とする。

VI 文教警察委員名簿

委員長	佐藤良
副委員長	五月女裕久彦
委員	相馬政二
委員	五十畑一幸
委員	鶴貝大祐
委員	保母欽一郎
委員	三森文徳
委員	石坂真一

VII 調査関係部課

教育委員会事務局	総務課
	施設課
	教職員課
	学校教育課
	生涯学習課
	スポーツ振興課
	警察本部
警務課	
会計課	
交通企画課	
交通指導課	
交通規制課	
運転免許管理課	